

【銀行振込などによる公売保証金の納付について】

1 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前に、KSI 官公庁オークションガイドライン、習志野市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) KSI 官公庁オークションのログイン ID（以下、「ログイン ID」）を取得して、インターネット公売の習志野市公売物件一覧画面で公売物件をクリックして表示される公売物件詳細画面から公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人代表者名で取得したログイン ID で同様に公売参加仮申し込みを行ってください。
- (4) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要です。必ず、入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面から公売保証金の金額を確認した上で、次の手続きを行ってください。
- (5) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログイン ID で習志野市インターネット公売の公売物件詳細画面から公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (6) 公売物件が農地を含む場合
 - ア. 公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。
 - イ. 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。(注) 習志野市では、公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を確認後に、公売参加登録（公売参加申込み完了）の手続きを行います。「買受適格証明書」の発行手続きについては、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

2 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」の送付

- (1) 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を印刷し、太枠内を記入し、押印してください。
(注) 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入された氏名、住所、電話番号、ID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付または公売保証金の返還手続きの完了まで変更できませんのでご注意ください。
(注) 印鑑は必ず押してください。捨印も忘れずに押してください。
(注) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に代理人の住所、氏名等および代理人であることを明記してください。振込先金融機関は代理人名義の口座のみ指定可能です。
- (2) 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を習志野市に書留郵便で送付してください。
(注) 代理人の場合は、委任状および公売参加者本人の住所証明書等と一緒に送付して頂いて構いません。その場合、公売保証金は入札開始日の 2 開庁日前までに習志野市が確認できるように納付していただ

く必要があるため、余裕を持って書類を送付してください。

※「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」は、「各種様式のダウンロード」の項目からダウンロードしてください。

3 公売保証金の納付

(1) 習志野市は、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入されているメールアドレスあてにメールを送信し、振込先口座などをご案内します。

(2) メールのご案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。(公売物件によっては利用できない方法もございます。) 習志野市が公売保証金の納付を確認した後、参加申し込み完了(参加登録)の手続を行うと、入札することができるようになります。

(注) 公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに習志野市が確認できるように納付してください。習志野市が納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. 銀行振込

(注) 公売保証金を振り込んだ日から習志野市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。

(注) 振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

イ. 現金書留の送付(公売保証金が50万円以下の場合に限ります。)

(注) 現金書留の郵送料等は、公売参加申込者の負担となります。

ウ. 郵便為替による納付

(注) 郵便為替で公売保証金を納付する場合は、手続き等についてあらかじめ習志野市にご相談ください。

エ. 現金又は銀行振出小切手の直接持参

(注) 小切手は、東京手形交換所管内の銀行が振り出したもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りま。

(注) 受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。

※習志野市が公売保証金の納付を確認した後、参加申し込み完了(参加登録)の手続を行うと、入札することができるようになります。

4 「陳述書」等の送付(公売財産が不動産の場合のみ)

公売財産が不動産の場合、暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を入札前に執行機関へ提出しなければ入札することができません。

※「陳述書」等は「各種様式のダウンロード」の項目からダウンロードしてください。

5 公売保証金の返還

(1) 落札者(最高価申込者)および次順位買受申込者並びにその代理人など以外の方が納付した公売保

証金は、入札期間終了後に返還します。この場合、返還まで入札終了後数週間程度かかることがあります。

- (2) 次順位買受申込者又はその代理人などが納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者（最高価申込者）またはその代理人などが代金を納付した場合などに返還します。この場合、返還まで入札終了後数週間程度かかることがあります。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、およびインターネット公売全体が中止となった場合、納付した公売保証金は中止後に返還します。この場合、返還まで入札終了後数週間程度かかることがあります。
- (4) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した公売参加申込者または代理人名義の銀行口座へ習志野市から振り込まれます。
- (5) 公売参加申し込み後、入札をしない場合には、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (6) 国税徴収法第 108 条第 1 項各号に該当する公売参加申込者又はその代理人などの公売保証金は返還しません。

6 公売保証金の没収

公売参加者またはその代理人が納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

- ア. 落札者（最高価申込書）、次順位買受申込者となり売却決定されたが、納期限までに買受代金を納付しない場合
- イ. その他国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

7 書類の提出先

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

習志野市協働経済部窓口サービス推進室 債権管理課 宛

(注) 提出方法は、郵便または直接持参にて提出してください。なお、提出に係る費用は買受人負担となります。